

## 確定申告に必要な資料 2020(R2)年版1

### ■ 所得計算(収入と必要経費)

下記項目に従い、申告に必要な資料を確認してください。

項目	収入に関する資料	必要経費に関する資料	その他
事業所得	売上のわかる資料 源泉税がある場合(支払調書等)	仕入・経費のわかる資料 設備投資のわかる資料	個別対応となります。
不動産所得	家賃収入の明細 通帳(コピーでOK) 家賃管理表	固定資産税納付書 借入金返済表 火災保険等の領収書 大規模修理は見積書等 その他経費のわかるもの	新築の場合は契約書・見積書等。 貸家等に係る売電収入は不動産所得です。
配当所得	配当金の支払調書	負債利子の計算資料	
給与所得	源泉徴収票(原本※)		
退職所得	源泉徴収票(原本※)		
一時所得	収入の支払計算書等の 明細がわかるもの	保険金支払精算書等	ふるさと納税の利益が50万円を超えると対象となります。
雑所得	公的年金等の源泉徴収票 (原本※) 保険会社等からの収入等の 計算書		給与所得者の売電収入は、雑所得になることがあります。
土地建物等の譲渡所得	売却契約書(印紙貼付をお忘れなく) 譲渡費用の領収書	売却物件の取得契約書・ 領収書 登記簿謄本	取用・居住用等の特例は注意
株式等の譲渡所得	特定口座がある場合は、証券会社発行の特定口座計算書 ない場合は、取得→売却の金額がわかる計算明細書		特例適用に注意
その他の譲渡所得	売買契約書・計算書 譲渡費用の領収書	売却物件の取得契約書・ 領収書	
住宅借入金等特別控除(初めての方)	1. 新築・購入物件の請負契約書・売買契約書(印紙に注意)または領収書(増改築の場合は、建築士の増改築等工事証明書または建築確認通知書、検査済み証) 2. 新築・購入(増改築)物件の登記簿謄本または抄本 3. 住宅取得資金にかかる残高証明書(銀行等が発行したもの) ※ 2年目以降の方は3.の残高証明書のみが必要となります		
その他	当事務所での申告が初めての場合は、過去3年分程度の確定申告書・決算書控(他事務所・税務署等で申告の場合)		
贈与税	贈与契約書(作成されていない場合は事務所で作成します) 通帳・登記簿謄本等贈与があった内容がわかる書類 配偶者控除・住宅取得資金等非課税、精算課税制度等の特例適用の場合は、別途資料が必要です		

※ 源泉徴収票は原本(コピー可)が必要です。税金の計算を正確に行うため、紛失した場合は再発行をお願いします。

源泉徴収票等については、税務署への提出は不要となっていますが、税金の計算に必要な書類ですので、原本(コピー可)を必ず用意して下さい。

上記はあくまでも一般的なケースです。具体的な申告の際は、個別にご相談下さい。

■所得控除(個人の控除関係)の資料

所得控除の種類	必要書類
雑損控除	被害の状況がわかる書類(写真、修理業者の見積書・請求書等) 被害にあった資産の取得価額がわかる書類 盗難・火災等は警察・消防の証明 ※地震等の場合罹災証明はなくても対応可能なケースがあります
医療費控除	<b>令和2年支払分の領収書</b> 被保険者の氏名等が記載された「医療費のお知らせ」は添付書類として使用することができます(保険外の治療は記載されませんので、領収書を保管してください) ご本人のものでなくても生計一親族のものは対象です 美容目的の治療は除外されます レジペーパーには医薬品名であることがわかるようにメモを残してください 交通費等は家計簿・メモ等で分かれば控除可能です 介護の利用料等の場合、医療費控除の対象となる旨が記載されていることを確認してください <input type="checkbox"/> 生命保険等からの給付はありませんか? <input type="checkbox"/> 金額が高額の場合、市町村からの高額療養の給付はありませんか? →上記の医療費補填分は、対象となった治療についてのみ控除の対象外となります <b>セルフメディケーション税制</b> の適用を受ける場合、①健康の保持増進等の取り組みを行った資料と、②特定一般用医薬品等購入の領収書を添付して下さい
社会保険料控除	<b>国民健康保険・後期高齢者医療保険等の領収書または計算書(メモで可)</b> <b>国民年金納付証明書(原本が必要)</b> ※「特別徴収」と記載された社会保険料は、年金等の源泉徴収票で確認可能です。
小規模企業共済	<b>控除証明書</b> 給与天引きとなっている NISA(日本版 401k)は証明書不要です。
生命保険料控除	<b>控除証明書(一般用・年金用・介護用3種類)</b> ※なるべく昨年と同じものをお渡しください
地震保険料控除 損害保険料控除	<b>控除証明書</b> 不動産所得・事業所得で経費になるものは除外されます ※なるべく昨年と同じ保険の書類をお渡しください
寄付金控除	<b>寄付先からの領収書(原本)</b> <b>寄付金控除の対象となる旨の証明書(原本)</b> ふるさと納税の場合も寄附を証明する書類が必要です ※ふるさと納税で得た利益が50万円を超えると一時所得となります
障害者控除	障害者手帳等障害の状況がわかる書類(初めての方)
扶養控除	扶養親族について前年からの異動があればお知らせ下さい

上記はあくまでも一般的なケースです。具体的な申告の際は、個別にご相談下さい。

## 確定申告に必要な資料 2020(R2)年版3

### ■その他の書類・手続等について

項目	必要資料等
申告・納付期限	昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、申告及び納付の期限が <b>4月15日(木)</b> に <b>1ヵ月延長</b> されました。
振替納税	令和2年分確定申告の振替納税は、 <b>所得税5月31日(月)</b> 、 <b>消費税5月24日(月)</b> となります。 なお、振替納税に対する領収書の発送は行われません。メッセージボックス等で確認することとなります。
マイナンバー	申告の際には、12桁のマイナンバー（個人番号）が必要になります。なお、前年に提示いただいた方は原則として、提示不要です。
財産債務調書	所得金額が2000万円を超え、その年の12/31現在の財産が3億円以上または有価証券等の価額が1億円以上の場合、財産債務調書の提出が必要です。その場合には、財産の明細・時価等をお知らせ下さい。
国外財産調書	その年の12/31時点において、5000万円超の国外財産を有する場合、国外財産調書の提出が必要です。その場合、財産の内容・時価等をお知らせ下さい。
電子申告	当事務所では、確定申告書の提出をインターネット（電子申告）で行います。電子申告では、申告書への押印は不要です。また、受付印等は電子化されたものになりますのでご了承ください。
メッセージボックス	電子申告を行った場合は、納税者のメッセージボックスに確定申告に必要な情報が格納されています。平成30年分から取扱が厳格になり、税理士がメッセージボックスを閲覧する場合には、ウェブ上で委任の手続を行う必要があります。この文書をお送りした皆さまには、取り交わした委任契約に基づきこの手続を行っております。不明な点等がございましたら、事務所までお知らせ下さい。
延納	所得税第3期分の納税については、申告期限までに手続をすれば、2回に分けて延納をすることが認められます。この場合、延納する税額が30万円未満だと、利子税年1.6%が不要となります。
青色申告特別控除	事業所得と一定規模以上の不動産所得については、正規の簿記の原則による帳簿（総勘定元帳等）作成を条件に、 <b>55万円の青色申告特別控除</b> が適用されます。さらに電子帳簿保存又は電子申告を行えば、 <b>65万円控除</b> となります。通帳や領収書等を用意していただければ、当事務所でも作成いたします（有償）。 青色申告にするためには、その年の3/15までに承認申請書を提出する必要があります。
給付金等	全国民に支給された10万円の特別定額給付金は <b>非課税</b> です。 事業者へ支給された持続化給付金、家賃支援給付金、時短要請協力金等は所得税の <b>課税対象</b> となります。

上記はあくまでも一般的なケースです。具体的な申告の際は、個別にご相談下さい。

## 確定申告に必要な資料 2020(R2)年版4

	GoTo キャンペーンを利用した場合の特典については、キャッシュバック相当額が 50 万円を超えると一時所得扱い(課税)となります。
専従者給与	所得税では、生計一の親族に対する経費の支払いは原則として認められませんが、税務署に対する届出をすれば、親族でも給与を支払うことが認められます。このためには、期限(その年の 3/15)までに税務署に届出を行うことが必要であり、合わせて源泉税の管理をすることが必要になります。 なお、すでに専従者給与を支払っている場合で、その金額を増額したい場合は届出を行いますので、事務所までお知らせ下さい。
障害者控除	介護保険法に基づく要支援または要介護の認定を受けた方は、障害者(特別障害者)控除の認定を受けることができます。 松山市の場合、市役所別館 1 階の障がい福祉課(電話 089-948-6369)にご相談下さい。
年金の申告不要制度	公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、年金以外の所得金額が 20 万円以下の場合、確定申告は不要です。なお、源泉所得税の還付を受ける場合には、申告が必要となります。
配当所得の取扱	所得税の確定申告により配当所得について源泉税の還付を受けた場合、住民税について申告不要の手続を行うことが可能です。手続をしないと、住民税や国民健康保険等に影響しますので、ご注意ください。
納税額	所得税以外の、消費税、個人住民税、事業税等については、控え資料の納税一覧で確認することが出来ます。1 年間の納税を事前に確認して、資金繰りを建てるようにしましょう。 なお、税金以外にも国民健康保険等の社会保険料も必要になりますので、注意して下さい。
事業税の計算	事業所得や一定規模以上の不動産所得については、その年の所得金額が 290 万円を超えると個人事業税がかかります。納税は、5 月と 11 月の 2 回に分けての納税となります。
住民税の特別徴収	今年 6 月から徴収される個人住民税について、給与をもらっている場合は、給与天引き(特別徴収)が原則となります。 確定申告をした所得について、自分で納付(普通徴収)する場合は確定申告書に記載する必要がありますので事務所までお知らせ下さい。
領収書等の保管義務	事業所得等の領収書の保管義務は 7 年、医療費控除等の領収書の保管義務は 5 年です。申告時の提出は不要ですが、後日確認を求められる場合がありますので、しっかり保管を行うようにお願いします。

作成：酒井啓司税理士事務所(Tel 089-931-3235)

上記はあくまでも一般的なケースです。具体的な申告の際は、個別にご相談下さい。